

山形市告示第34号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和3年3月17日

山形市長 佐藤孝弘

1 市長が指定する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施日時	実施場所	検査を実施する指定定期検査機関の名称
市内西部全域(ＪＲ奥羽本線の西側の地域)	計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計	4月19日(月) 9:30~11:00	山形市千歳コミュニティセンター	一般社団法人山形県計量協会
		4月19日(月) 13:00~14:30	山形市金井コミュニティセンター	
		4月20日(火) 9:30~11:00	山形市村木沢コミュニティセンター	
		4月20日(火) 13:00~14:30	山形市本沢コミュニティセンター	
		4月21日(水) 9:30~11:00	山形市南沼原コミュニティセンター	
		4月21日(水) 13:00~14:30	山形市南山形コミュニティセンター	
		4月22日(木) 9:30~11:00	山形市飯塚コミュニティセンター	
		4月22日(木) 13:00~14:30	山形市西部公民館	
		4月23日(金) 9:30~11:00	山形市江南公民館	
		4月23日(金) 13:00~14:30	山形市霞城公民館	
		4月26日(月) 9:00~12:00	一般社団法人山形県計量協会	
		4月26日(月) 13:00~16:00	一般社団法人山形県計量協会	
		4月27日(火) 9:30~11:00	山形市出羽コミュニティセンター	
		4月27日(火) 13:00~14:30	山形市大郷コミュニティセンター	
		5月14日(金) 10:00~12:00	山形市公設地方卸売市場	
5月14日(金) 13:00~14:30	山形市公設地方卸売市場			

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による

特定計量器が所在する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施期日	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
市内西部 全域（JR 奥羽本線 の西側の 地域）	計量法施行令第10条第1項 に規定する非自動はかり、分銅 及びおもり並びに皮革面積計	4月19日（月）から 12月24日（金）まで （指定定期検査機関が指定する日）	一般社団法人山形県計 量協会